

## 大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和6年4月23日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
名 称 ナルス南高田店  
所在地 上越市上中田2001番地  
設置者 株式会社ナルス
- 2 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
（変更前）株式会社ワシントン靴店 代表取締役 北川裕久 富山県富山市総曲輪三丁目5番5号 他1者  
（変更後）兼松コミュニケーションズ株式会社 代表取締役 伊藤秀孝 東京都渋谷区代々木三丁目22番7号新宿文化クイントビル3階 他2者
- 3 変更年月日  
令和6年3月15日 他
- 4 変更の理由  
小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあたっては代表者の氏名の変更のため
- 5 届出年月日  
令和6年3月27日
- 6 縦覧場所  
新潟県産業労働部地域産業振興課  
（なお、上越市産業部産業政策課でも閲覧ができます。）
- 7 縦覧期間  
令和6年4月23日から令和6年8月23日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
地域産業振興課 小規模企業支援班  
電 話 025-280-5235  
Eメール [ngt050100@pref.niigata.lg.jp](mailto:ngt050100@pref.niigata.lg.jp)